

日時 令和5年1月24日（火）17時30分～
場所 防災センター4階 災害対策本部室

江東区 契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第5回）

次 第

- 1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組について
- 2 防止策の検討について
- 3 その他

資料1 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組

資料2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）

（別紙1）江東区希望型指名競争入札実施要綱

（別紙2）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

（別紙3）江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の運用基準

（別紙4）江東区指名業者選定委員会設置要綱

（別紙5）江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱

（別紙6）談合情報対応マニュアル

（別紙7）令和5年度 公務員倫理研修（不祥事防止）実施について

（別紙8-1）一定の公職にある者等（区議会議員など）からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）

（別紙8-2）一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて

（別紙9-1）利害関係者との接触に関する指針（案）

（別紙9-2）利害関係者（事業者など）との接触に関する取扱いについて

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会のこれまでの取組

1 現状の把握

【事件の概要】

○本区区議会議員が事業者から、本区発注の業務委託契約の指名業者数及び指名業者名を区職員より聞き出すよう請託を受け、区職員に働きかけて秘密情報を入手し賄賂を收受した容疑により、令和4年7月30日に逮捕、同年8月19日に起訴された。

【管理職アンケート実施結果】

実施日 令和4年9月6日～9月12日
対象者 区管理職92人
調査方法 無記名アンケート方式

議員との関わり方について

○契約に関する秘密情報の提供依頼・要請の有無
・ある 10人
・ない 82人

○契約に関すること以外の威圧的な働きかけや不当な要請の有無
・ある 21人
・ない 71人

再発防止について

○契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために必要な対策（複数回答可）
・利害関係者への対応基準の作成 72人
・コンピラ研修、不当要求等対応研修の拡充 48人
・職員が相談しやすい仕組みの構築 37人
・要望・申し出等の記録公開制度 34人

職員倫理について

○職員倫理についての課題（複数回答可）
・法令や職務上のルールに対する確認・理解不足 63人
・SNS・ネット利用時の適切な情報発信 30人
・職場内の情報共有・コミュニケーション 25人

【自由意見】

- ・威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべき。
- ・利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成・公表すべき。
- ・威圧的な働きかけ等を受けた場合に、すぐに相談できる機関や制度を設けることで組織的な対応を可能とする。

3 再発防止に向けた取組

1 契約制度の見直し

- ◆希望型指名競争入札の導入
- ◆指名業者選定委員会の設置
- ◆見積書の微取方法の見直し
- ◆談合情報の連絡先の周知

2 職員の倫理向上

- ◆e ラーニングによる公務員倫理研修の実施
- ◆集合型公務員倫理研修の再構築
- ◆公正取引委員会講師による研修
- ◆区の契約制度の周知

3 議員・利害関係者との関わり方

- ◆一定の公職にある者等との基準の作成
- ◆事業者等の利害関係者との基準の作成
- ◆相談窓口の設置

2 課題の整理

【取組への考え方】

現行の業務委託契約における課題や管理職アンケート調査の結果から、再発防止のため「契約制度の見直し」「職員の倫理向上」「議員・利害関係者との関わり方」の3つの視点について検討していくこととなった。

1 契約制度の見直し

委託を含む物品の契約については、入札方式や業者の選定方法等が、議員・利害関係者から区への働きかけの誘因となり得る仕組みとなっている。また、区民や業者、第三者が入札・契約の公正性をチェックすることができない。

→ 入札方式等を見直し、令和5年度準備契約より実施

2 職員の倫理向上

現在実施している集合型研修では研修頻度が少なく、公務員倫理の醸成、定着に課題がある。また、内容が広範囲なため、非違行為等に焦点をあてた研修が難しい。

現行の契約研修は秘密情報や情報漏洩のリスクについて詳細な内容となっていない。

→ 研修方法の見直しを検討

3 議員・利害関係者との関わり方

議員や業者等の利害関係者との関わり方に関する対応基準がない。不当な要求を受けた際に職員が相談する窓口や組織的体制が確立されていない。

→ 不正防止のための一定の基準が必要

議員との関わり方については区議会事務局と調整し基準を検討していく必要がある。

江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書
(案)

令和5年 月 日

江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

目 次

1	はじめに.....	1
2	事件発覚後の経過と区の対応.....	2
3	事件の概要	3
4	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置.....	4
5	委員会の開催状況	5
6	管理職へのアンケート調査	7
7	各検討項目の現状と課題	8
8	契約にかかる不正行為等防止策	10
9	外部有識者からの意見.....	14
10	おわりに	17

1 はじめに

執筆予定

2 事件発覚後の経過と区の対応

令和4年

7月30日	区議会議員があっせん收賄、株式会社アクト代表取締役が贈賄の容疑で逮捕
7月30日	警視庁捜査第二課による関係部署の家宅捜索・資料押収
8月1日	株式会社アクトを指名停止（終期未定）
8月19日	区議会議員があっせん收賄、株式会社アクト代表取締役が贈賄の容疑で起訴
8月22日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置
8月26日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第1回）
8月29日	株式会社アクトの指名停止期間を決定（24か月）
9月6日～ 12日	契約にかかる不正行為等防止のための管理職アンケート実施
9月21日	職員の処分（停職1か月）
10月5日	区議会議員が辞職
10月11日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第2回）
10月21日	株式会社アクト代表取締役（当時）の第1回公判 求刑：懲役1年
11月2日	株式会社アクト代表取締役（当時）の第2回公判 判決：懲役1年、執行猶予3年（11月15日控訴）
11月2日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第3回）

12月27日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第4回）
--------	----------------------------

令和5年

1月24日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第5回）
3月〇日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第6回）
3月〇〇日	江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会（第7回）

3 事件の概要

執筆予定

4 江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会の設置

（1）設置の目的

区議会議員が契約に関する秘密事項を区職員に漏らすよう働きかけ、当該情報が漏洩したという事実を踏まえ、二度とこのような事件を起こさないよう、課題の抽出と具体的な防止策を検討することを目的として、区長の指示を受け区令和4年8月22日に「江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。

（2）検討事項

「業務委託契約に関すること」「職員の倫理向上に関すること」「議員等利害関係者との関わり方に関すること」の三つの視点から、現状と課題、解決策の方向性などの検討を行い、具体的な防止策を策定した。

（3）委員会の構成

委員会は本区の特別職と管理職の合計9名で構成した。

		職名	氏名
1	委員長	副区長	押田 文子
2	副委員長	副区長	大塚 善彦
3	副委員長	教育長	本多 健一朗
4	委 員	政策経営部長	長尾 潔
5	委 員	総務部長	綾部 吉行
6	委 員	行政管理担当課長	大塚 尚史
7	委 員	総務課長	岩瀬 亮太
8	委 員	職員課長	藤田 和哉
9	委 員	経理課長	大町 里砂

上記のメンバーに加え、第三者性を確保する観点から、外部有識者3名にオブザーバーとして委員会への出席や意見聴取を依頼した。

	資格	氏名
1	弁護士	中村 浩紹
2	弁護士・行政書士	芝田 麻里
3	公認会計士・税理士・行政書士	新井 康友

5 委員会の開催状況

(1) 第1回委員会

開催日 令和4年8月26日（金）

議題

- ・委員会設置の趣旨について
- ・今後の取り組みについて
- ・その他

内容

- ・検討結果については、外部有識者の意見を聴取したのち、報告書にまとめる。
- ・事件に直接関係する業務委託契約については、次年度の準備契約事務が始まる令和4年12月下旬までに見直しを行う。
- ・より広い視点で現状と課題を抽出するため、管理職を対象としたアンケートを実施する。
- ・委員会の資料と議事要旨は、区のホームページに掲載して公表する。

(2) 第2回委員会

開催日 令和4年10月11日（火）

議題

- ・アンケートの集計結果報告について
- ・課題の洗い出しと解決の方向性について
- ・外部有識者の選定について
- ・その他

内容

- ・管理職を対象としたアンケートの結果を受け、当面の再発防止策として、議員や利害関係者から不正行為につながるような働きかけを受けた場合に、管理職が相談を行える窓口を設置する。
- ・各検討事項の現状と課題、見直しの方向性、実施の時期について、事務局案を提示して検討を行った。
- ・外部有識者3名を決定した。

(3) 第3回委員会

開催日 令和4年11月2日（水）

議題

- ・江東区契約にかかる不正行為等防止策（骨子案）について
- ・その他

内容

- ・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
- ・第2回で検討した見直しの方向性を、具体的な見直し案として、骨子にまとめた（11月29日 区議会企画総務委員会へ報告）。

(4) 第4回委員会

開催日 令和4年12月27日（火）

議題

- ・防止策の検討について
- ・その他

内容

- ・専門的な視点からの意見を聴取するため、外部有識者が出席した。
- ・第3回で確定した防止策の骨子に沿って、見直し案のより詳細な内容について検討した。
- ・早急の再発防止策として令和5年1月27日に、全管理職を対象とした公正取引委員会講師による「入札談合等闇与防止法研修」を実施することが報告された。

6 管理職へのアンケート調査

日頃より議会や業者等との対応を行っている管理職の職務の実態や課題に対する状況を把握し、今後の契約等に係る不正行為防止対策の検討内容に活かすためにアンケートを実施した。

調査期間：9月6日（火）～9月12日（月）

調査対象者：部課長級職員92名（部長級27人、課長級65人）

調査方法：無記名

管理職と議員や業者との関わり方などについて現状をより正しく把握するために回答者が特定できないように無記名で実施した。

アンケート結果の概要は下記のとおり。

（1）事件について

入札前に外部に漏れていますと感じた、または噂として聞いたことがあるという回答が7名の職員からあった。

また、今回の事件となつた契約に関する秘密情報の漏洩について、「利害関係者との関わり方の問題」や「職員倫理の問題」と答えた管理職が多かった。その他、「不当な要求から職員を守る相談体制」「情報開示の基準が不明」であることなどが挙げられた。

（2）議員との関わり方について

契約に関する秘密情報の提供依頼や要請の有無については10名の管理職が要請を受けたことがあると回答。また、契約に関する以外の威圧的な働きかけや不当な要請の有無については21名の管理職が要請を受けたと回答した。

また、「不当ではない働きかけや誘い」の内容については「新聞や書籍の購入」（70人）、「業者の紹介」（43人）の順となっており、これらの勧誘や働きかけが常態的に行われていたことがアンケート結果から把握することができた。

（3）業者との関わり方について

一方で、業者や業界団体との関わりにおいて秘密情報の提供依頼等については2人の管理職があったと回答した。

（4）職員倫理について

「法令や職務上のルールに対する確認・理解不足」が課題であると考えている

こと、またSNSやインターネットを利用する職員からの適切な情報発信が課題であると捉えている管理職が多かった。

「公務員倫理に関する研修の頻度」については「3年に1回受講したほうがよい」が44人と一番多い一方で、現行の「全職員を対象に7～8年で一巡する形式」で十分という管理職も27名いた。また、多くの管理職が法令や職務上のルールに対する確認・理解不足が課題であると認識しているが、研修頻度については現状のままでよいと感じている管理職が一定数いる結果となった。

但し、研修の充実すべき内容としては「職員倫理違反の事例を多く取り上げることや、「官公署経験者による身近なテーマの講義」などが挙がっており、より具体的な内容を取り扱った研修が求められていることが把握できた。

（5）再発防止策について

区職員による契約に関する秘密情報の漏洩を防止するために、必要な対策に関する意見としては「利害関係者への対応基準の作成」（72人）「コンプライアンス研修、不当要求等対応研修の拡充」（48人）、「職員が相談しやすい仕組みの構築」（37人）、「利害関係者からの要望・申し出等の記録公開制度」（34人）などが多く、区組織として欠如・不足していることが対策として必要であることが分かった。

（6）その他

自由意見を求めたところ、「利害関係者との関わり方」に対する意見が多く、「威圧的な働きかけや不当な要請から職員を守る姿勢を区として示すべき」、「利害関係者への明確な対応基準や禁止事項を作成・公表すべき」、「すぐに相談ができる機関や制度の設置」、「上司・部下を含めた職員同士のコミュニケーションを密にする」などがあった。

7 各検討項目の現状と課題

（1）契約制度について

本区の入札・契約制度のうち、工事関係の契約については総合評価落札方式の導入など、積極的に見直しが進められてきたのに対し、委託を含む物品関係の契約の見直しは、ほとんど行われないまま今日に至っていた。

物品関係の契約については、区が任意で入札参加業者を指名する「指名競争入札方式」で業者を決定している。当該方式は、実績や履行能力のある業者を選定でき、不良・不適格な業者の参加を排除できるといったメリットがあるものの、今回の事件の発生を防ぐことができなかつた。また、指名業者数や選定にあたつての判断事項も明文化されていないなど、議員や利害関係者からの働きかけの

誘因となり得る仕組みとなっていたことは否定できない。

さらに、物品関係の契約においては予定価格が入札前・入札後ともに公表されておらず、区民や業者が入札の公正性等をチェックすることができないほか、工事関係の契約も含め、入札・契約の運用状況等について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）が本区においては未設置である。このため、契約の透明性や納得性を向上させる取組みが不可欠である。

（2）職員倫理の向上について

経理課職員が講師を務めて年に1回実施している実務研修「会計・契約」の内容は、事務の流れや財務会計システムの操作方法が中心であり、入札・契約にかかる秘密事項や情報漏洩のリスクについては、導入で若干触れる程度に留まっている。

これまで区が実施してきた「公務員倫理研修」は、職員一人につき、7～8年に一回の頻度で受講しているが、公務員倫理の醸成、定着には課題がある。

その他、研修内容が広範囲にわたるため、非違行為等に焦点を当てた研修が実施できていない。

このため、管理職へのアンケート調査結果では、研修について、「職員倫理違反の事例を多く取り上げることや、「官公署経験者による身近なテーマの講義」などについて充実するべきとの回答が多くあり、今後は、より具体的な事例を交えた内容の研修が求められている。

また、研修参加による職務への影響を抑えつつ、着実に知識の確認・習得が可能となるような、研修頻度の改善が求められている。

そのほか、指名業者数や指名業者名を入札前に漏らすことが法令違反であることを知らなかつた職員もアンケート調査で確認できた。これは、どの段階でどの情報を公表してよいか、整理した表などが無いことから、法令違反と知らずに情報を漏洩してしまうおそれが内在しており、その整理を行うとともに、研修等を通じ、基本事項の徹底を図る必要がある。

（3）議員・利害関係者との関わり方について

本区ではこれまで、議員や業者・業界団体などの利害関係者からの働きかけや要請に対する職員の対応基準は定められていない。そのため、先輩管理職や上司等からアドバイスを受けながら個々のケースごとに都度対応を行っている。

また、不当な要請や威圧的な働きかけがあった際には上司に相談するなどして対応してきている。また、他自治体にあるようなコンプライアンス担当部署はなく、専用の窓口等や組織的な相談体制は設置していない。このため、組織的な対応体制の構築が必要である。

8 契約にかかる不正行為等防止策

(1) 契約制度の見直し

① 入札方式の見直し

業務委託契約の一部に希望型指名競争を導入

- ・他自治体の状況を踏まえ、一定の資格や要件を満たした業者が参加を自ら申し込むことができる「希望型指名競争入札」を導入する。
- ・令和5年度準備契約においては、今回の事件が発生した清掃・建物管理業務委託と、それらの業務と同様、人件費の割合が多くを占め、履行期間が年間を通じているなど共通点の多い、道路・公園管理業務委託を対象とする。
- ・対象の拡大については、令和5年度の落札結果のほか、組織体制やスケジュールなども検証した上で「入札・契約制度改善検討委員会」において検討していく。

② 指名基準の策定

指名業者数や選定にあたっての判断事項を明文化した基準を策定し公表

- ・これまで経理課契約係の内規や引継ぎ事項としてのみ存在していた指名業者数や判断事項を、「物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準」を新たに策定して明文化し、その運用に必要な内容を定めた「運用基準」もあわせて整備・公表した。
- ・基準等の策定にあたっては、他自治体の基準を確認するとともに、策定前後で指名の状況が大きく変わってしまわないよう、これまで本区が判断事項としてきたものを可能な限り盛り込んだ。

③ 指名委員会の設置

業務委託契約の希望型指名競争入札案件について、指名委員会において入札参加業者を選定

- ・業務委託を含む物品関係の契約については、区長または受任者までの決裁により指名業者を決定していたが、決定経緯等についての透明性や納得性を向上させるため、工事関係の契約と同様に指名委員会を開催することとし、委員は副区長のほか、政策経営部と総務部の関係管理職と定めた。
- ・物品関係の契約は、年間2,000件程度と件数が非常に多いことから、令和5年度においては、希望型指名競争入札案件を指名委員会の審議対象とし、令和6年度以降の対象拡大については別途「入札・契約制度改善検討委員会」で検討を行う。

④ 予定価格の公表

業務委託契約の希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が大きいものについて、入札前に予定価格を公表

・物品関係の契約の中でも、清掃・建物管理業務委託等については、毎年仕様の変更があり、人件費単価も変動するなど、予定価格・最低制限価格を非公表としている理由（例年ほぼ同じような仕様であることが多く、次年度の予定価格等を類推されやすい）が必ずしも当てはまらないことから、希望型指名競争入札案件のうち、予定価格が3,000万円以上のものについて入札前に予定価格を公表し、契約の透明性を向上させる。

・公表の基準を3,000万円以上とした理由は、建物清掃において施設単独の主な案件がおおむね3,000万円以上の規模であること、また、工事契約でも予定価格3,000万円以上の案件を公表しているためである。

・入札前公表と入札後公表それぞれにメリット・デメリットがあるが、本区においては従前より、秘密事項を不正に入手しようとする働きかけの防止というメリットを重視して、一部工事請負案件の予定価格を入札前公表としていることから、業務委託契約の予定価格も同様に入札前公表とする。

⑤ 見積書の微取方法の見直し

複数者からの見積書に基づき支出負担行為伺額を積算し、予定価格を決定する方法を検討

・1社程度の見積を参考として支出負担行為伺額を決定している現行の方法では、見積書を提出した事業者から、支出負担行為伺額や予定価格を類推される可能性があるため、他の自治体へのヒアリングや、予算所管課との調整を行うなどして、予定価格の決定方法を見直す。

⑥ データの保管方法の強化

入札事務に従事する職員のみアクセス可能なフォルダを新設

・これまで指名業者の選定作業に用いるデータ等については、庁内ファイルサーバの「経理課共有フォルダ」に格納していたため、経理課職員であれば、契約係以外の職員もデータにアクセス可能であったが、できる限りセキュリティを向上すべきとの考えから、入札事務に従事する職員のみがアクセス可能な「契約係フォルダ」を庁内ファイルサーバに新設し、令和4年10月から運用を開始している。

・入札・契約における秘密事項が記載された紙の書類は、従前より施錠できる書庫等に保管しており、今後も適切な取扱いを徹底していく。

⑦ 談合情報の連絡先の周知

区ホームページに連絡先を常時掲載

- ・事業者や区民向けに談合情報の通報窓口（経理課契約係）を周知するコンテンツを、令和4年11月から区ホームページへ掲載した。
- ・区の「談合情報対応マニュアル」を改訂し、公正入札調査委員会が調査を行った事案については、すべて公正取引委員会と警視庁へ報告を行うことを明記した。
- ・指名業者に送付する指名通知書にも談合情報の通報窓口を記載するなどして、通報を受け付ける体制やマニュアルが存在することの周知に努める。

⑧ 入札結果の検証

入札及び契約の運用状況等について確認や検証を行う第三者機関（入札監視委員会）を設置

- ・入札監視委員会を設置し、区が発注する契約の入札・契約の過程や内容について、学識経験または専門知識を有する第三者が点検を行うことで透明性や公正性を確保するとともに、不当な圧力や不正行為を排除する。
- ・審議対象は物品関係のみではなく、区が発注する契約すべてとし、入札・及び契約手続きの運用状況について報告を受けることや、委員会が指定した契約に関し、競争入札にかかる資格や指名の理由、経緯について審議を行うことを想定している。
- ・委員報酬等の予算措置が必要であるため、設置は令和5年度以降となる。

（2）職員の倫理向上

① 職員倫理の保持

倫理に関する基礎的な事項と公務員の非違行為に関する e ラーニング研修を実施

- ・全職員を対象に、年に一度、自席のパソコン等を通じた e ラーニング研修を開始。内容は、倫理（契約関連、個人情報保護、書類紛失等）に係る基本的な知識の習得及び確認を実施。
- ・研修の節目ごとに小問題を用意し、知識の定着確認を実施。
- ・e ラーニング研修により、職務への影響を考慮。

非違行為に特化した内容で、職層に合わせた具体的な事例を用いた集合型公務員倫理研修を再構築

- ・外部講師を招いた集合型研修で実践的な研修を実施。
- ・内容は、公務員に求められる倫理の再確認、不祥事事案の事例検討と課題解決、不祥事を起こさないための意識・組織など、より実践的な内容とする。
- ・研修はそれぞれの役割に応じ、職層（管理職、係長、職員）ごとに3年か

ら 6 年の頻度で実施。

② 契約制度の研修・周知

公正取引委員会講師による研修や区の契約制度の周知を実施

- ・早急の再発防止策として、令和 5 年 1 月に全管理職を対象として、公正取引委員会講師による集合研修「入札談合等関与防止法」を開催し、違反行為の 4 類型や発生したリスク等について、事例を中心に講義が行われる。
- ・令和 4 年 1 月に実施した実務研修「会計・契約」において、具体的な秘密事項や、入札談合関与行為の類型、情報漏洩した場合のリスク等についての内容を追加した。
- ・本区における入札・契約にかかる秘密事項と公表の可否について一覧表を作成し、庁内ポータルシステムの掲示板に掲載するなどして周知を図った。

（3）議員・利害関係者との関わり方

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程の策定

国会議員や地方議員、地方公共団体の長、副知事、副区長など一定の公職にある者等から、区職員へ不正な働きかけがあった際の取り扱いを定めることで不正行為を未然に防ぐ。

入札・契約業務以外の業務についても規定することで、多方面に渡って不正行為が発生しないようにする。

また、相談窓口や記録制度を設けることで、組織的な対応により不正行為を防止する。

利害関係者との接触に関する指針の策定

事業者等の利害関係者と区の間で行われる、入札・契約業務、許認可業務、補助金等交付などの業務にあたり、区民の信頼を損ねることのないよう、職員の行動指針を定める。

事業者との間の禁止行為（金品を受けること、供応接待を受けること、会食をすること）や禁止行為の例外（地域活動団体との式典や会議の際の簡素な飲食、上司の承認を得る等）を定め、区民からの疑惑や不信を招く行為を行わないよう規定する。

9 外部有識者からの意見

執筆依頼

外部有識者 署名

執筆依賴

外部有識者 署名

執筆依賴

外部有識者 署名 _____

10 おわりに

執筆予定

＜巻末に添付する資料＞

- ・アンケート調査結果
- ・課題整理シート
- ・各要綱・規定・指針
- ・第1回から第●回の議事概要

1- (1) 入札方式の見直し

江東区希望型指名競争入札実施要綱

令和5年1月19日

4江総經第2637号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区（以下「区」という。）が発注する契約のうち一定の要件に該当するものについて事前に公表するとともに、当該契約の入札に参加するために必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）を満たしている者の競争入札への参加の意向を尊重した指名を行う指名競争入札（以下「希望型指名競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(対象案件)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる契約（以下「対象案件」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不適当と認めるものは、この限りでない。

(1) 予定価格が1,000万円以上の工事の設計、調査及び測量に係る委託契約

(2) 建物清掃業務、施設管理業務、道路公園清掃業務及び庭園緑地管理業務の委託契約

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、希望型指名競争入札の対象とすることができます。

(公表)

第3条 対象案件の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 江東区公告式条例（昭和29年12月江東区条例第7号）第2条第2項に規定する門前掲示場への掲示

(2) 江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号。以下「規則」という。）第2条第7号に規定する電子調達サービスへの登録

(3) 区のホームページへの掲載

2 前項の規定による公表の期間は、公表された日から6日間（日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日をいう。) を除く。) とする。

3 第1項の規定による公表の内容は、対象案件の件名、業務概要、対象業種、履行期間、入札参加資格要件、入札参加申込期間、入札日時、入札方法その他必要な事項とする。

(入札参加資格要件)

第4条 希望型指名競争入札に参加を希望することができる者は、次に掲げる入札参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象案件ごとに区が定める資格を有すること。
- (2) 規則第35条に規定する指名業者登録名簿に登載されていること。
- (3) 引き続き1年以上その営業を営んでいること（売却及び貸付に関する契約を除く。）。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にないこと。

(入札参加申請)

第5条 対象案件の入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、第3条第1項の規定により公表された内容を確認の上、区へ申請しなければならない。

(審査)

第6条 契約担当者（規則第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、前条の規定による申請があったときは、第4条各号に規定する入札参加資格要件を審査の上、次の各号に掲げる対象案件に応じ、当該各号に定める事項を確認し、指名の結果を申請者に通知する。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する対象案件 江東区工事請負（指名）競争入札参加者指名基準（昭和57年3月31日指名業者選定委員会決定）第2条各号に規定する事項
- (2) 第2条第1項第2号に規定する対象案件 江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（令和5年1月18日4江総経第2626号。以下「物品買入れ等指名基準」という。）第2条各号に規定する事項

2 契約担当者は、対象案件に対する指名業者数が4者に達しないときは、4者以上となるまで、別に指名業者を指名することができる。ただし、同時期に同一業種での契約が重なっている等、対象案件に係る適格性を有する者の数に限りがある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定は、前項の規定による指名について準用する。

4 第1項及び第2項の規定による指名に係る指名業者数については、物品買入れ等指名基準別表の規定は適用しないものとする。

(特例)

第7条 緊急を要する場合その他特別な取扱いを必要とする案件については、この要綱の規定を適用しないことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

江東区公表、公募方式指名要綱（昭和47年11月20日）は、廃止する。

1 - (2) 指名基準の策定

江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

令和5年1月18日

4江総経第2626号

(目的)

第1条 この基準は、江東区（以下「区」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（土木工事、建築工事及び設備工事に係る請負契約並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約を除く。以下単に「契約」という。）に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 契約担当者（江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）第2条第5号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、入札参加者の指名に当たっては、区が発注しようとする契約（以下「発注契約」という。）の種類及び予定価格に応じ、別に定める運用基準に基づき、次に掲げる事項を総合的に考慮の上、適格性を判断するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 区における指名実績及び受注の状況
- (4) 区における既に発注した契約の履行状況
- (5) 他の官公庁等における契約実績
- (6) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）
- (7) 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の指名に当たり考慮すべき事情

(指名方法)

第3条 契約担当者は、発注契約の種類及び予定価格に応じ、指名業者登録名簿（江東区契約事務規則第35条に規定する指名業者登録名簿をいう。以下同じ。）に登載された者のうちから、前条の規定により適格性を有すると判断された者を入札参加者として指名するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名する場合は、次の各号

のいずれかに該当する者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 区内に本店（個人にあっては主たる事業所をいう。以下同じ。）を置き営業する者又は区内の支店等を代理人所在地として指名業者登録名簿に登録している者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 発注契約が前回の契約と関連する場合にあっては、前回の契約を受注した者（前回の契約の履行状況が良好でない者を除く。）
- (4) 発注契約と同種及び同規模の履行実績を有する者
- (5) 発注契約と同種の業務を専業とする者

3 前項第1号に該当する者においては、原則として第1順位を区内に本店を置き営業する者とし、第2順位を区内の支店等を代理人所在地として登録している者とする。

（指名の制限）

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）に基づく指名停止等の措置を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者
- (3) 引き続き1年以上その営業を営んでいない者
- (4) 経営状況が著しく不健全である者
- (5) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (6) 契約書に基づく契約の履行状況が良好でないと認められる者
- (7) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (8) 区を相手方として発注契約と同種の契約を締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者

(9) 同一の発注契約において、事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の組合員

(10) 前各号に掲げる者のほか、第2条各号に規定する事項を確認した結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第5条 指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者が発注契約の性質又は目的等を勘案し、これにより難いと認めるときは、指名業者数を変更することができる。

(指名の特例)

第6条 契約担当者は、仕様が特殊である等特別な事情がある発注契約に係る指名については、この基準の規定を適用しないことができる。

別表（第5条関係）

予定価格	指名業者数
2, 000万円以上	10者以上
1, 000万円以上 2, 000万円未満	8者以上
700万円以上 1, 000万円未満	7者以上
400万円以上 700万円未満	6者以上
130万円以上 400万円未満	5者以上
130万円未満	4者以上

1- (2) 指名基準の策定

江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準の運用基準

令和5年1月20日

4江総経第2641号

(趣旨)

第1条 この基準は、江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（令和5年1月18日4江総経第2626号。以下「指名基準」という。）第2条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、指名基準において使用する用語の例による。

(指名方法)

第3条 指名基準第2条各号に掲げる事項を考慮するに当たっては、電子調達サービス（江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）第2条第7号に規定する電子調達サービスをいう。以下同じ。）に登録された内容をはじめとする資料を確認するものとし、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 経営及び信用の状況

ア 電子調達サービスに登録されている財務状況、日刊紙、業界紙、情報紙等の情報から、経営状況が悪化していると認められる業者については、指名を控える。

イ 適正な競争のため、入札参加者同士の経営規模等も考慮する。

(2) 不誠実な行為の有無

特別な理由がなく、契約手続に関する書類の提出が遅延し、又は提出がされない場合は、必要に応じて指名回数を減らす。

(3) 区における指名実績及び受注の状況

ア 入札参加者の経営規模、経営状況、技術力等が同等である場合は、入札参加者間の指名回数が公平になるよう考慮する。

イ アの場合において、同時期又は契約を発注する年度中に同一の業種で発注予定が確認できるときは、発注予定の契約案件全体の件数、予定額及び内容を考慮する。

(4) 区における既に発注した契約の履行状況

発注契約と同種の既に発注した契約における履行状況を確認し、契約の履行が不誠実な者又は入札参加者として指名することが不適切と認められる者は、必要に応じて指名回数を減らす。

(5) 他の官公庁等における契約実績

ア 区における契約実績及び公開されている入札結果の情報を参考とし、必要な場合は契約実績が確認できる資料を求めることができる。

イ 優先する契約実績は、区、他の官公庁、民間企業の順とする。

(6) 発注契約における地理的条件（営業所の所在地等）

ア 事業協同組合については、事業協同組合の入札参加資格の登録所在地のほか、区の入札参加資格を有する組合構成員の状況を考慮し、次に掲げる優先順位を設定する。

(ア) 第1順位は、組合構成員の全てが区内に本店を設置し、営業を行う者とする。

(イ) 第2順位は、区内に本店を設置し、営業を行う組合構成員の割合が高い者とする。

(ウ) 第3順位は、区内の支店、支社又は営業所等を代理人所在地として登録している組合構成員の割合が高い者とする。

(エ) 第4順位は、事業組合の本部のみが区内に設置されており、組合構成員の本店又は代理人所在地が区内に存在しない者とする。

イ 遠隔地等で履行が必要な場合は、履行場所における入札参加者の支店設置状況等についても考慮する。

(7) 発注契約の内容に適した専業性及び技術的適性

ア 発注契約の内容及び予定価格から、経営規模、経営状況、登録業種、有資格者の状況、保有機械、資格の状況等、入札参加者の履行能力を勘案して指名する。

イ 中小企業を育成し、及び指名機会を確保するために、専業の入札参加者を優先して指名する。

(指名業者数)

第4条 指名基準第5条ただし書の規定により指名業者数を変更することがで

きる場合は、原則として次に定めるものとする。

(1) 指名業者数を増やす場合

ア 特殊な資格を必要とする仕様、履行開始までの期間が短い等、応札者が少ないことが見込まれる場合

イ 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第6条第2項の規定に該当する場合

(2) 指名業者数を減じる場合

ア 同時期に同一業種での発注契約が重なっており、指名基準別表に掲げる指名業者数で指名すると発注契約全体での契約が困難と思われる場合

イ 特殊な契約又は特別な事情がある契約で、当該契約の履行が可能な者に限りがある場合

1- (3) 指名委員会の設置

江東区指名業者選定委員会設置要綱

昭和40年11月30日

江総財発第625号

(設置)

第1条 江東区が発注する契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、江東区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。ただし、制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（制限付一般競争入札に係る資格審査委員会設置要綱（平成6年4月22日指名業者選定委員会承認）第1条に規定する資格審査委員会をいう。）において審議するものを除く。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「工事」という。）に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約に係る入札参加者の資格、指名基準等の方針に関すること。
- (2) 予定金額が130万円以上1,000万円未満の工事請負契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (3) 予定金額が30万円以上の工事の設計、調査及び測量に係る委託契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (4) 第1号に掲げる契約を除く契約に係る入札参加者の資格、指名基準等の方針に関すること。
- (5) 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第2条第1項第2号に規定する委託契約に係る入札参加者の適格性の判定及び選定に関すること。
- (6) 競争入札参加有資格者（江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）第1条に規定する有資格者をいう。以下同じ。）に対する指名停止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部を担任する副区長以外の副区長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
 - (1) 前条第1号から第3号までに規定する事項 総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、経理課長、営繕課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長及び学校施設課長
 - (2) 前条第4号及び第5号に規定する事項 政策経営部長、総務部長、行政管理担当課長、総務課長及び経理課長
 - (3) 前条第6号に規定する事項 政策経営部長、総務部長、土木部長、教育委員会事務局次長、行政管理担当課長、総務課長、経理課長、営繕課長、道路課長、河川公園課長、施設保全課長及び学校施設課長
 - (4) 前条第7号に規定する事項 審議する内容に応じ、委員長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(指名業者の選定)

第6条 委員会において入札参加者の適格性の判定及び選定を行う場合は、江東区工事請負（指名）競争入札参加者指名基準（昭和57年3月31日指名業者選定委員会決定）又は江東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(令和5年1月18日4江総経第2626号)に定めるところにより行うものとする。

(指名停止)

第7条 委員会において、第2条第6号に規定する競争入札参加有資格者に対する指名停止に関する審議を行う場合は、江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に定めるところにより行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に係る経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、収入役の在職中については、なお従前の例による。この場合において、改正前の江東区指名業者選定委員会要綱第3条中「助役」とあるのは「副区長」とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

1- (4) 予定価格の公表

江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表取扱要綱

平成10年8月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区が発注する契約に係る競争入札において、予定価格の公表を行う場合の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(公表する予定価格)

第2条 公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(公表の時期及び対象)

第3条 入札執行前に予定価格を公表（以下「事前公表」という。）する対象は、次に掲げる契約のうち、予定価格が3,000万円以上のものとする。

- (1) 土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「工事」という。）に係る請負契約並びに工事の設計、調査及び測量に係る委託契約
- (2) 江東区希望型指名競争入札実施要綱（令和5年1月19日4江総経第2637号）第2条第1項第2号に規定する委託契約及び同条第2項の規定により希望型指名競争入札の対象となった契約

2 入札執行後に予定価格を公表（以下「事後公表」という。）する対象は、前項第1号に規定する契約のうち、予定価格が3,000万円未満のものとする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の公表の方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前公表する場合 一般競争入札及び希望型指名競争入札にあっては入札公告文に、指名競争入札にあっては指名通知書に記載する。
- (2) 事後公表する場合 入札経過調書に記載する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日以降に競争入札を行った契約に係る予定価格の公表について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月24日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の江東区が発注する契約に係る入札予定価格の公表

取扱要綱第3条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、施行日前

に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例に

よる。

1- (7) 談合情報の連絡先の周知

談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を上司等へ報告するとともに、様式1-1により、委員会の事務局（総務部経理課。以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、(2)により対応するものとする。

(4) その他、業務等において入札談合に関する疑義事実を把握した職員は、直ちに上司等へ報告するとともに、様式1-2により、事務局へ報告するものとする。

(5) 事務局は、(2)から(4)により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

2 公正入札調査委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となつた後に改めて審議する

ものとする。

- ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。
- ③ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ④ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 事情聴取

- ① 委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、3 (1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 委員会は、あらかじめ事情聴取項目を決定するものとし、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを作成するものとする。

(3) 工事費内訳書のチェック

委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定し、かつ入札前であれば、入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め、事務局及び工事担当課に内容を精査させるものとする。

(4) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、(2)及び(3)の結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。
- ② 委員会は「第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」の規定を踏まえて①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(5) 審議の内容に係る記録の作成

- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② ①の文書（審議に用いた資料及び工事費内訳書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

(6) 入札結果等の通報

委員会で調査を行った案件は、様式3及び様式4により、すべて公正取

引委員会及び警視庁へ通報するものとする。

3 事情聴取の実施方法

(1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、委員会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

(2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、原則として、区から指名通知・資格通知を受けた者（辞退者を含む）全員に対して行うものとする。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。
- ② ①の事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

(5) 事務局の対応

事務局は、(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書の審査結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるときは、江東区競争入札参加者心得第2条の2を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。

(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、入札を執行するものとする。

② ①の場合、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め内容を審査する。

③ 工事費内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(1)と同様に入札を取りやめなければならない。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、江東区競争入札参加者心得第8条第10号を適用し、関係する入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認

められる証拠を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかつたときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得られなかつたときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付し、契約履行を継続するものとする。

第3 その他

1 公正取引委員会及び警視庁への通報等

(1) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警視庁への通報に際しては、原則として、文書で行うものとする。
- ② 公正取引委員会及び警視庁への通報等は、契約事務の総括である総務部長名において行うものとする。
- ③ 公正取引委員会への通報は、様式3により、委員会が行うものとする。
- ④ 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。
- ⑤ 警視庁への通報は、様式4により、委員会が行うものとする。
- ⑥ 警視庁の窓口は、警視庁刑事部捜査第二課である。

(2) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警視庁から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 事務局は、公正取引委員会又は警視庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

2 個別事項

(1) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、政策経営部広報広聴課長が一元的に対応するものとする。ただし、広報広聴課長のみでは十分な対応ができない場合には、委員長の指示により総務部経理課長が併せて対応する。

(2) 工事以外の委託・物品買入れ等への準用

本マニュアルの規定は、工事以外の委託・物品買入れ等に係る入札談合に関する情報について準用する。

別紙 1

誓約書

年　　月　　日

江東区契約担当者 殿

会社名
代表者名
担当者名

印

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、江東区競争入札参加者心得第2条の2の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争入札参加者心得第2条の2

第2条の2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった日又は当該処分の日から最長で2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行った者
- (4) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後前述の期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

誓約書を提出する皆さんへ

提出された誓約書は、以下により取り扱うことがあるのでご了承願います。

- 1 : 本誓約書は、公正取引委員会及び警視庁へ送付することがある。
- 2 : 本誓約書は、江東区情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、同条例に基づき請求者に開示することとなる。

別紙2

本件入札に係る注意事項

年　　月　　日

株式会社○○
代表取締役社長　○○　○○　殿

江東区契約担当者

(対象案件名) ○○○○○○

本件入札について談合があったとの通報があったが、江東区競争入札参加者心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、江東区競争入札参加者心得第8条第10号により入札は無効とする。

本件においては、江東区競争入札参加者心得第2条の2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。

様式 1-1

談合情報報告書

年 月 日

情報入手年月日	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
指名年月日 (参加通知日)	
入札(予定)日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他等 役職、氏名等
受信者(担当者)	・所属、氏名等
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	

※ 適宜、参考資料を添付すること。

様式 1-2

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
入札（予定）日	年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員	・所属、氏名等
談合があると疑うに足りる事実を得た根拠	

※ 適宜、参考資料を添付すること

様式 2

公正入札調査委員会議事概要

対象案件名等	・対象案件名　・契約方式　・入札（予定）日等
委員会開催日等	年　月　日（　）　　時　分～　時　分 (場所：　　　　　　　　)
出席委員	
審議内容（発言概要）	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

- ※ 議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※ 持ち回りの場合は「開催日時」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。
- ※ 「審議内容」欄には、各委員の発言概要を記載すること。
- ※ 審議に用いた資料を別添すること。
- ※ 作成後、各委員（欠席委員を含む。）の確認を受けること。

様式 3

○江總経第〇〇〇号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局長 殿

江東区総務部長
〇〇 〇〇

談合情報等に関連する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 4

○江總経第〇〇〇号
年 月 日

警視庁刑事部捜査第二課長 殿

江東区総務部長
〇〇 〇〇

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 工事費内訳書（写）
4. 入札書（写）
5. 入札調書（写）
6. 誓約書（写）
7. 意見書（写）
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 5

事情聴取書

(案件名)

(発注機関) 江東区

(事情聴取の実施者)

(日時・場所)

対象者の質問内容 事情聴取項目	(株)○○	(株)△△	□□(株)
	代表取締役 ○○	代表取締役 △△	代表取締役 □□

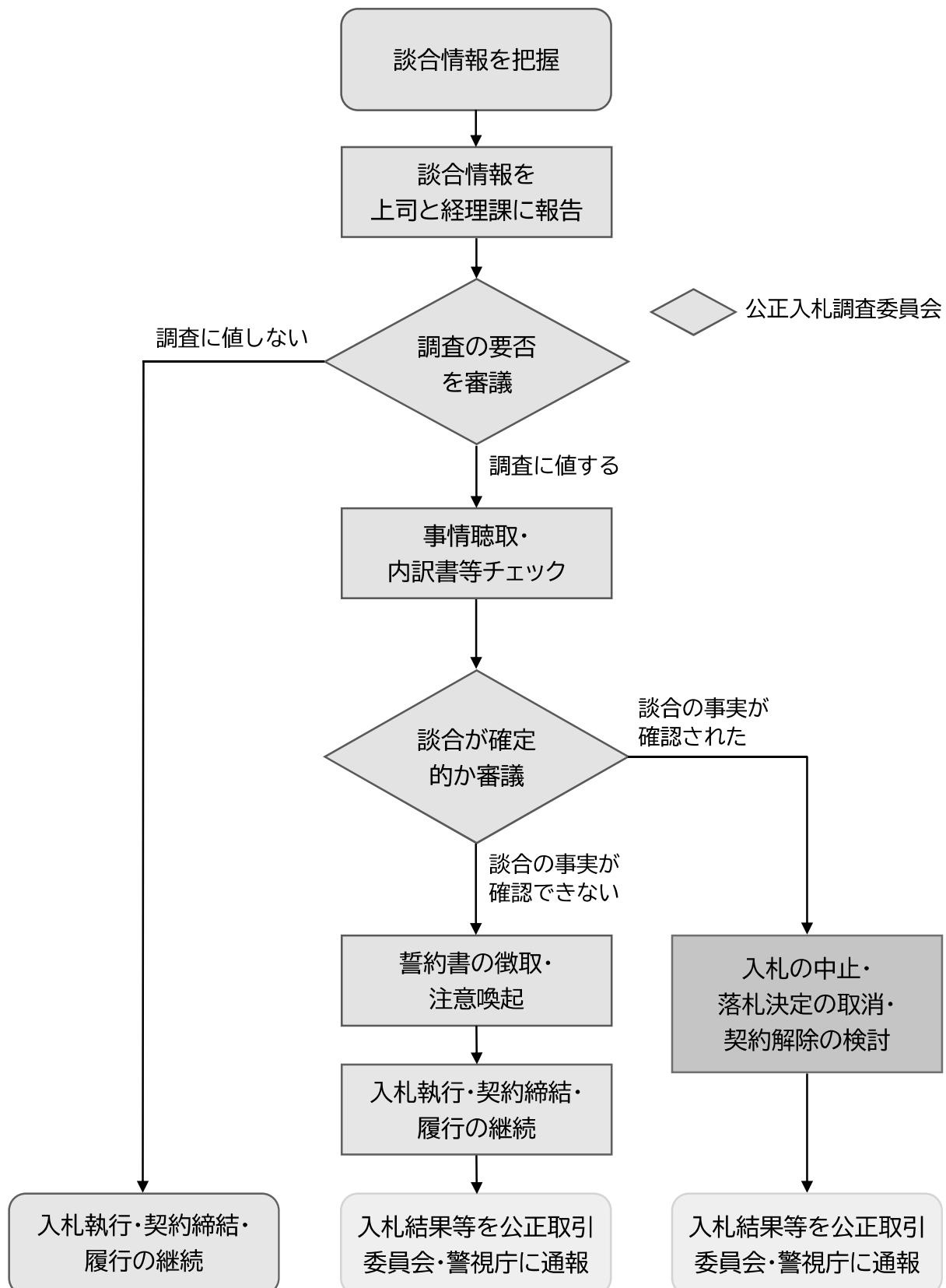
(実施者の所見)

※ 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること（回答内容は並記も可）。

※ 聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。

※ 事情聴取の実施者は所見を記載すること。

談合情報対応マニュアル フロー図



2- (1) 職員倫理の保持

(案)

令和5年1月24日
職 員 課

令和5年度 公務員倫理研修（不祥事防止）実施について

1 対 象 管理職員（部長、課長、幼稚園長） 約130名

※自治法派遣者を除く

2 目 的 汚職の防止、法令等遵守の重要性を再認識するとともに、
「不祥事防止に向けた意識改革と職場づくり」に向けて具体的
事例を基に実践的に検証し、不祥事防止に向けた組織的な体制
を構築する。

3 内 容

- (1) コンプライアンスにおける管理職の役割と課題（講義・演習）
 - ・・・平常時から持つべき姿勢と非常時における対処法を学び、管理職のコンプライアンス意識を醸成する。
- (2) 不祥事の事例からコンプライアンスのあり方を学ぶ（講義・演習）
 - ・・・不祥事の事例を検討し、不祥事事例に共通する発生要因を明らかにし、未然の予防策と発生時の対応策を身につける。
- (3) 不祥事を起こさない仕組みづくり・自部署のコンプライアンス・マニュアル作成（講義・演習）
 - ・・・不祥事防止の実効性を高めるために、自職場に適合したマニュアル（仕組みづくり）を作成し、管理職自身が職場におけるコンプライアンス研修の指導ができるようにする。

4 日 程

令和5年7月 予定（2回に分けて開催）

一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一定の公職にある者等からの江東区職員への不正な働きかけ及び不当要求に関する取扱いを定めることにより、不正な働きかけ及び不当要求の抑止を図り、もって区政の透明性を確保するとともに、区政への信頼を高めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）一定の公職にある者等 次に掲げる者をいう。

- ア 国会議員
- イ 地方公共団体の議会の議員
- ウ 地方公共団体の長、副知事及び副区市町村長
- エ アからウまでの職にあった者
- オ アからウまでの者の秘書、親族及び代理人並びにアからウまでの者を支援する政治団体の役員等
- カ 江東区職員であった者

（2）職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。

（3）要求等 区政に関する外部からの意見（提言、要望、相談、苦情及び勧誘を含む。）をいう。

（4）不正な働きかけ 要求等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、議会、審議会その他公開の場における提言若しくは要望、事実若しくは手続の確認又は既に公開されている資料等を求めるにすぎないもの、職員へ情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等の適式に作成された書面によるもの及び適正な職務の遂行に係るものであることが明白であるものを除く。

- ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。

- イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特

定の者の権利の行使を妨げることを求めること。

ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。

エ 特定の者を入札に参加させること又は参加させないことを求めるこ

オ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めるこ

カ 職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）の採用、昇任、転任等を求めるこ

キ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めるこ

ク 政策立案中の内容であって、情報提供することにより特定の者に対して有利又は不利な状況となる資料等の提供を求めるこ

ケ 購読及び購入の意思のない機関紙誌の購読又は物品の購入を執ように求めるこ

コ 便宜を図らせる意図をもって、会食（パーティーを含む。）を共にすること又は金銭、物品等の贈与を受けることを求めるこ

サ アからコまでに掲げるもののほか、法令その他の規程に違反することを求めるこ

(5) 不当要求 暴力行為、恫喝、面会の強要、長時間の居座り、誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げこととなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求をいう。

（職員の責務及び対応）

第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。

2 職員は、一定の公職にある者等から職務上知り得た秘密を漏らすよう求められたときは、当該情報が、守秘義務が課された情報である旨を伝えて明確に拒否するものとする。

3 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ又は不当要求（以下「不正な働きかけ等」という。）に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けたときは、当該一定の公職にある者等に対し、当該不正な働きかけ

等については記録を行い、当該記録が第7条の規定による運用状況の公表及び江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第6条の規定による開示請求の対象となる旨を説明するものとする。

- 4 職員は、一定の公職にある者等から不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けたときは、当該職員を管理し、及び監督する職員（以下「管理職員等」という。）に報告し、指示を受けなければならぬ。
- 5 前項の規定により職員から報告を受けた管理職員等は、不正な働きかけ等の内容に応じて、当該職員の公正な職務を確保するために必要な指示を行い、及び措置を講ずるものとする。
- 6 第4項の規定により職員から報告を受けた管理職員等は、対応方法について総務部長に相談し、不正な働きかけ等であるか否かを協議するものとする。
- 7 前項の規定により協議した結果、不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）を作成するものとする。
- 8 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等があったことを知った職員又は管理職員等は、当該不正な働きかけ等を受けた職員又は当該職員から報告を受けた管理職員等が適切な対応を行っていないものと思料されるときは、総務部長に通報することができる。

（総務部長又は総務課長の対応及び支援）

第4条 総務部長及び総務課長は、不正な働きかけ等に関する情報を適宜区長及び副区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。

- 2 総務部長及び総務課長は、前条第6項及び第8項に規定する相談又は通報があった場合は、当該相談又は通報をした者（以下「相談者」という。）を適切に支援するとともに、当該相談者の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

（不正な働きかけ等への回答）

第5条 不正な働きかけ等に該当し、又は該当すると思料される要求等を行った一定の公職にある者等に対する回答は、原則として文書又は口頭により行うものとする。

(記録票の管理及び保管)

第6条 不正な働きかけ等を受けた職員は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定により記録票の写しが提出されたときは、これを速やかに区長の供覧に付さなければならない。

3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務課において、対応を終了した日から10年間保存するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 区長は、毎年度、この規程の運用状況を取りまとめ、これを江東区ホームページ等において公表するものとする。

(不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会の設置)

第8条 この規程の運用状況の確認及び必要な見直しの検討のため、不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会を設置する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年●月●日から施行する。

別記様式（第3条関係）

不正な働きかけ等対応記録票

次のとおり報告します。

総務部長への報告日等	(通報) 年 月 日 (報告) 年 月 日 (終了報告) 年 月 日		
報告者 職及び氏名	部 課 係 職・氏名		
不正な働きかけ等を受けた日	年 月 日		
対応者 職及び氏名	部 課 係 職・氏名		
相手方氏名 (公職名称等も記載)	(公職者の場合は、江東区情報公開条例第7条第2号ウの規定により氏名及び職務遂行内容を開示)		
不正な働きかけ等の手段	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
不正な働きかけ等の件名			
不正な働きかけ等の具体的な内容			
対応経過（日時及びやり取りの事実を記入すること。）			
回答、対応方針等	回答状況 (<input type="checkbox"/> 即答 <input type="checkbox"/> 後日回答 <input type="checkbox"/> 回答対象外) 回答方法 (<input type="checkbox"/> 文書回答 <input type="checkbox"/> 口頭回答) 回答内容 (文書回答の場合は、回答文書を添付のこと。) <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)		
回答予定日	年 月 日	回答日	年 月 日
対応が終了した日	年 月 日		

(事務の適正執行関係情報)

不正な働きかけ等の類型	<input type="checkbox"/> 不正な働きかけ（第2条第4号ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ）に該当 <input type="checkbox"/> 不当要求に該当 <input type="checkbox"/> 不正な働きかけ（第2条第4号ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コ・サ）及び不当要求に該当
不正な働きかけ等の態様	
総務部長又は総務課長への相談及び支援	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 相談及び支援の概要
備考	

(注意事項)

- 1 総務部長と協議した結果、不正な働きかけ等であると判断した場合は、当該不正な働きかけ等を受けた職員が所属する課は、不正な働きかけ等対応記録票（以下「記録票」という。）を作成する（第3条第7項）。
- 2 不正な働きかけ等を受けた職員及び管理職員等は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない（第6条第1項）。
- 3 記録票は不正な働きかけ等を受けた課において、当該記録票の写しは総務課において保存するものとし、その保存年限は、対応を終了した日から10年とする（第6条第3項）。

一定の公職にある者等（区議会議員など）からの不正な働きかけ等に関する取扱いについて

1 目的

一定の公職にある者等から江東区職員に対する不正な働きかけや不当な要求の抑止を図り、区政への信頼を高める。

2 一定の公職にある者等

ア 国会議員、イ 地方公共団体の議員、ウ 地方公共団体の長、副知事、副区市町村長、
エ ア～ウの職にあった者、オ ア～ウまでの者の秘書、親族、代理人またはア～ウまでの者を支援する政治団体の役員等、カ 江東区職員であった者

3 不正な働きかけとは

- ◆ 正当な理由なく、有利または不利な取扱いを求める
- ◆ 正当な理由なく、義務のないことを行わせるまたは特定の者の権利の行使を妨げる行為
- ◆ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わせない、または定められた期限までに執行しないことを求める
- ◆ 特定の者を入札に参加させる、または参加させない
- ◆ 区と契約する相手方に不当な利益が生ずることを求める
- ◆ 職員の採用、昇任、転任を求める
- ◆ 職務上知り得た秘密を漏らすよう求める
- ◆ 政策立案中の内容を情報提供することで、特定の者に有利または不利な状況となる資料を求める
- ◆ 購入する意思のない機関紙誌の購読または物品の購入を執拗に求める
- ◆ 便宜を図らせる意図をもって、会食をする、または金銭、物品を贈与する
- ◆ 上記のほか、法令その他の規定に違反することを求める

職員は提言・要望等に対しては、誠実かつ公正に対応することが大原則！

※議会、審議会、その他公開の場での提言、要望、事実や手続きの確認、既に公開済みの資料を求める、適式に作成された書面によるものなどは除く

4 不当要求とは

暴力行為、恫喝、面会の強要、長時間の居座り、誹謗、中傷、その他社会的相当性を逸脱する手段によって公正な職務の遂行を妨げる行為

5 不正な働きかけ等を受けたとき

職務上知り得た秘密を漏らすよう求められたら ⇒ 明確に拒否

不正な働きかけ等と思われる場合 ⇒ 内容を記録し、開示される可能性があると伝える。

不正な働きかけ等を受けた職員は管理職等（上司）に報告し、管理職等は必要な指示、措置を講ずる。

報告を受けた管理職等は総務部長に相談し、不正な働きかけ等に該当するかを協議。

不正な働きかけ等と判断した場合は相談した部署が記録票を作成し、総務部長へ提出。

不正な働きかけ等を受けた職員や報告を受けた管理職等が適切な対応をしていない場合は他の職員が総務部長に通報できる。

6 相手方への回答

不正な働きかけ等を行った相手への回答は書面または口頭で行う。

7 記録票の保管・公表

記録票は相談した部署と総務課双方で10年間保管。

毎年、運用状況（記録票の作成件数など）をホームページに公表。

利害関係者との接触に関する指針（案）

制 定 令和5年 月 日

この指針は、江東区職員服務規程（令和2年江東区訓令甲第1号。以下「服務規程」という。）第9条に基づき、利害関係者との接触その他の職務遂行の公正さに対する区民の信頼を損なうおそれのある行為の防止に関し、職員が具体的な行動を判断する際の拠り所となる指針として定めたものである。

1 利害関係者の定義

利害関係者とは、許認可、検査、監督、税や保険料等の賦課、補助金等交付、入札、工事請負、業務委託、物品購入、不利益処分、行政指導等に当たって、区の業務に利害関係のある相手（団体及び個人）をいう。

2 禁止行為の定義

職員は、利害関係者との間で、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれのあるものとして、次に掲げる行為をしてはならない。

職員は、利害関係者から下記事項に関する申し出があった場合は、明確に拒否すること。

ア 館別、中元、歳暮等いかなる理由であれ、金品（金券を含む。）及び、不動産の贈与を受けること。

イ 金銭の貸付けを受けること。

ウ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

エ 無償でサービスの提供を受けること。

オ 供應接待を受けること。

カ 会食（パーティーを含む。）をすること。

キ ゴルフ、その他遊戯又は旅行をすること。

ク その他一切の利益や便益の供与を受けること。

ケ 利害関係者をして、第三者に対し、アからクまでに掲げる行為をさせること。

3 禁止行為の例外

（1）第2の規定にかかわらず、当該利害関係者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、当該利害関係者との間で行う同表の右欄に掲げる行為については、禁止行為に該当しないものとする。

地域活動団体（主として区内の一定の地域を基礎として当該地域の区民が主体的に行う町会・自治会活動、	① 職務として出席する行事、式典、会議、打合せ等（職務に関連して出席するものを含む。）において、
--	--

社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行う団体) 及び当該団体の業務に従事する者	<p>他の出席者と同様の弁当その他の簡素な飲食物等の提供を受けること。</p> <p>② 自己の飲食に相当する費用を負担して、職務として出席する行事、式典、会議、打ち合わせ等(職務に関連して出席するものを含む。)に併せて会食(パーティーを含む。)を共にすること。ただし、自己の飲食に相当する費用が10,000円以下の場合に限る。</p>
---	--

(2) その他、下記に掲げる行為は禁止行為に該当しないものとする。

- ア 事前に上司の承認を得て行う行為
- イ 家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為で、職務に關係なく、かつ、区民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる行為
- ウ 広く配付される宣伝広告用の物品で、社会通念上許される範囲のもの(簡易なカレンダー、手帳、ボールペン等)を受け取る行為
- エ 職員が職務として参加した事業者等との会議等において、通常用いられる程度の茶菓子等の提供を受ける行為
- オ 職務上の必要から止むを得ず利害関係者の所有する物品を借用したり利用する(筆記用具を借りる、コピー機を利用する等)行為

4 上司の承認

- (1) 上司は、職員から利害関係者との間において制限される行為等に対し承認を求められた場合は、職務執行の公正さに対する区民の信頼を損ねるおそれがないと判断した場合にのみ承認すること。なお、承認する場合は、当該職員に対して職務に係る倫理の保持の趣旨に反することのないよう、改めて注意を喚起しなければならない。
- (2) 上司の承認は、次の表の左欄に掲げる職にある者について、同表右欄に掲げる職にある者が行う。

職員の区分	承認権者
1 部長(これに相当する職にある者を含む。)	副区長
2 課長(これに相当する職にある者を含む。)	部長
3 1及び2に掲げる者以外の者	課長

(3) 利害関係者との接触において上司が承認できる例

- ア 会食(パーティーを含む)が、職務上の必要性を認められ、かつ、正当な対価を支払い、他の多数の参加者と同様の飲食物の提供を受ける場合
- イ 職務上の必要性から旅行(出張)する場合

5 事前に上司の承認を得られなかった場合

職員は、止むを得ない事情により利害関係者との間において制限される行為等に対し、事前に上司の承認を得られなかった場合には、事後、速やかに上司に報告し承認を得なければならない。

また、上司は必要に応じ、次のような指示をする等、職務執行の公正を確保するため、迅速かつ適切な対応をとらなければならない。

- ア 職員の自宅等に利害関係者から金品が持参又は送付された場合は、当該物品を返却させること。

- イ 食事の提供を受けて正当な対価を支払わなかった場合は、その経費を確実に支払わせること。

6 利害関係者以外の者との接触

職員は、利害関係者に該当しない者との間であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

また、職員は、国、独立行政法人その他の政府機関又は他の地方公共団体(利害関係者に該当しない場合に限る。)の職員と接触する場合においても、区民の疑惑や不信を招く行為を行ってはならない。

7 疑義がある案件についての対応

- (1) 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか、その行為が禁止行為に該当するかどうか、公正な職務の執行に対する区民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか等について疑義がある場合には、上司に相談しなければならない。
- (2) 上司は、この指針に従って必要な指導及び助言を行う。疑義が残る案件については、総務部長に対応方法等を協議する。

8 違反行為に対する処分等

職員がこの指針に反する行為を行ったと認められる場合は、職員に対する懲戒処分の基準について(令和2年6月1日 2江総職第759号)に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定に基づく懲戒処分をし、又は人事管理上必要な措置を講ずる。

9 職員からの通報

禁止行為に該当し、又は該当すると思料される行為があったことを知った職員又は管理職員等は、職員課に通報しなければならない。また、職員課は通報した職員を適切に支援するとともに、通報した職員の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

10 その他

この指針の具体的な適用等に関して疑義等がある場合は、総務課に相談するものとし、総務課は必要な指導及び助言を行うものとする。

付 則（総務部長決定）

この指針は、令和●年●月●日から施行する。

利害関係者（事業者など）との接触に関する取扱いについて

